

**重 要**

会員各位

平成 19 年 7 月 吉日

荒井商事株式会社

アライオートオークショングループ

## **規約変更および新規追記のご案内**

拝啓 盛夏の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

早速ではありますが、アライオートオークショングループとして弊社規約を平成 19 年 8 月 1 日より、下記のとおり改定させていただきます。

今後、弊社と致しましてもオークションがスムーズに開催出来るよう努力して参りますが、ご利用会員皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

## **言 己**

**【導入日】 平成 19 年 8 月 1 日**

## **【内容】**

**1. 4W, VTのクレーム処理細目事項 記録簿の値引き処理金額を変更致します。**

<b>(現 行)</b>	<b>(変更後)</b>
クレーム処理細目事項 記録簿 有り→無し(車内に有りは無しと判断) 書類発送 10 日 キャンセルの場合 ペナルティ2万円+実費 値引きの場合上限2万円	クレーム処理細目事項 記録簿 有り→無し(車内に有りは無しと判断) 書類発送 10 日 キャンセルの場合 ペナルティ2万円+実費 値引きの場合 2万円

## 2. 第8章書類 規約第32条-6 名義変更について出品票記載期限を

優先することを、追記致します。

(現行)	(改訂後)
第32条-6 オークション開催日から6週間を経過しても、名義変更完了通知が未着の場合には、アライAAで現在登録証明を取り寄せるものとし、その際の費用(3000円)は落札者負担とします。また、その時点で名義変更未了の場合は下記のペナルティを科すものとします。(福岡会場は除く)	第32条-6 <b>出品票に書類期限の記載があり</b> 、その期限内を過ぎた場合、またオークション開催日から6週間を経過しても、名義変更完了通知が未着の場合には、アライAAで現在登録証明を取り寄せるものとし、その際の費用(3000円)は落札店負担とします。 その時点で名義変更未了の場合は下記のペナルティを科すものとします(福岡会場は除く)

## 3. 第8章書類 規約第32条-12 補助書類提出期間を落札店請求日から

2週間以内から10日以内に規約変更致します。

(現行)	(改訂後)
規約第32条-12 保証書・記録簿・リモコン等について出品票に明記した場合は、書類に添付の上提出しなければなりません。尚、添付なき場合はクレームの対象になります。仮に車内に放置し紛失しても、アライAAは一切管理責任を負いません。また、書類と一緒に添付せず、後日郵送に関しては落札店からの請求依頼があった日から2週間以内に事務局に到着しなかった場合は、ペナルティの対象となり、一律10000円のペナルティを科します。	規約第32条-12 保証書・記録簿・リモコン等について出品票に明記した場合は、書類に添付の上提出しなければなりません。尚、添付なき場合はクレームの対象になります。仮に車内に放置し紛失しても、アライAAは一切管理責任を負いません。また、書類と一緒に添付せず、後日郵送に関しては落札店からの請求依頼があった日から <b>10日以内</b> に事務局に到着しなかった場合は、ペナルティの対象となり、一律10000円のペナルティを科します。

4. 第8章書類 規約第32条—8・(注) 抹消依頼、抹消手数料を

変更致します。

(現行)	(改訂後)
<p>別表Ⅲ その他の手数料 抹消手数料                      同県ナンバー……5000円                      他県ナンバー……10000円                      規約第32条—8・(注)                      車検が翌月末以上ある車輛の抹消に関しては原則として事務局で受付しませんので、落札者が転入抹消を行って下さい。尚、都合により出品者に抹消を依頼する場合は抹消手数料が掛かります。</p>	<p>別表Ⅲ その他の手数料                      抹消手数料……10000円                      規約第32条—8・(注)                      車検が翌月末以上ある車輛の抹消は原則として落札者が転入抹消を行って下さい。ただし、<b>落札者が抹消代行手数料(10000円)を支払うことにより抹消代行をアライAAへ申請することができる。</b></p>

5. 第8章書類 規約第32条—10 書類発送後、書類不備が発覚した場合に

書類不備ペナルティを設定し、規約に追記致します。

(現行)	(変更後)
<p>第8章 書類 第32条—10                      落札者はすべての受領書類について不備がないか確認し、不備があった場合は、事務局より書類発送後7日以内にアライAA事務局に連絡するものとします(書類点検の義務)。また、落札者がこれを怠った場合はクレームの対象外となります。</p>	<p>第8章 書類 第32条—10                      落札者はすべての受領書類について不備がないか確認し、不備があった場合は、事務局より書類発送後7日以内にアライAA事務局に連絡するものとします(書類点検の義務)。また、落札者がこれを怠った場合はクレームの対象外となります。  <b>譲渡書類が落札店に到着後に不備が発覚した場合の遅延ペナルティは、落札店からアライAAに連絡があった日より起算するものとする。ただし、差替えを要する場合は、差替え書類をアライAAに提出した日より起算するものとする。(開催日より8日以内の不備発覚については通常の提出期限まではペナルティ対象外となります)</b></p>

6. 第8章書類 規約34条-1 書類差替え、再交付手数料を変更し、

第34条-3 も変更致します。

<変更前>

① 出者名義のとき

a. 印鑑証明書	30000 円
b. 委任状	20000 円
c. 記入申請書等	10000 円
d. 委任状、譲渡証の書き損じ	10000 円

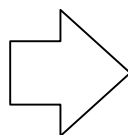
② その他の名義のとき

a. 印鑑証明書	50000 円
b. 委任状	30000 円
c. 申請依頼書、OCR等	10000 円
d. 委任状、譲渡証の書き損じ	10000 円

<変更後>

手数料の一律化

a. 印鑑証明書	50000 円
b. 委任状・譲渡証	30000 円
c. 申請依頼書、OCR等	10000 円
d. 委任状、譲渡証の書き損じ	10000 円



第34条-3

(現 行)	(改訂後)
<p>第34条-3 譲渡書類紛失による再交付(再交付できない場合もあります)の場合、上記差替手数料の合計金額+実費を落札者が負担するものとします。但し、自賠償保険は、再交付できません。尚、福岡会場については、譲渡書類一式紛失による再発行の依頼をした時点で、下記のペナルティが発生いたします。</p>	<p>第34条-3 譲渡書類紛失による再発行(再発行できない場合もあります)の場合、上記差替手数料の合計金額+実費(アライAAが相当と認めたもの)を落札者が負担するものとします。但し、自賠償保険は、再交付できません。尚、福岡会場については、譲渡書類一式紛失による再発行の場合、下記のペナルティ+実費(アライAAが相当と認めたもの)にて再発行を行うものとします。</p>

7. 第8章書類 規約32条-9 納税証明書の取扱いを変更致します。

(現行)	(改訂後)
<p>第32条-9</p> <p>書類提出時には、車検残が同年度内(翌年度4月・5月含む)に車輻に関しては、継続検査用納税証明書を添付して下さい。受け付け時に添付がない場合、継続検査用納税証明書遅延ペナルティが発生します。(書類受付時から9日以降一週ごとに5000円とし、上限を30000円とする。但し、自動車税納付期限は除く)</p>	<p>第32条-9</p> <p>書類提出時には、車検満了日が同年度内(翌年度4月・5月含む)の車輻に関しては、原則として「継続検査用納税証明書」を添付して下さい。(後日提出も可とします)</p> <p>書類提出時に「継続検査用納税証明書」の添付がなく、<b>落札店より請求があった場合は、請求日を起算</b>として9日以降7日ごとに5000円の遅延ペナルティとし、上限を30000円とする。</p> <p>ただし、自動車税納付期限内は除くものとします。</p>

8. 自賠責保険について規約第32条-14として追記致します。

<p><b>第8章</b> 第32条-14として<b>追記</b></p> <p>自賠責保険は自家用とし、離島料率等による追徴金が発生した場合、出品店が当該金額を負担するものとする。ただし、出品票に記載があるものは落札店が追徴金を負担するものとする。</p>
---

以上